

改正 : R6.9.30

ポイント

- 更新登録時の協議については、意見公募形式が原則に。
※これまで同様対面開催も可能。

改正前

〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

2. (6) 委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）によることができるものとする。



改正後

〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

2. (6) 委員の招集が困難である場合等にあつては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする。

補足

単なる更新の可否についての協議であれば、書面にて開催することを基本として考えています。
更新の可否以外についての協議や報告事項等があれば、対面の開催でも問題ありません。